

4 審議会等実施状況（附属機関）（平成26年度）

別紙4

No.	名 称	開催回数	会議時間	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
		H26	時間/回 (H26実績)			法令必置	法令任意	他	区分	名称					
1	民生委員推薦会	2	1.0	福祉部 社会福祉課 (現：福祉部 総合福祉課)	常設	●			規則	苦小牧市民生委員推薦会規則 (民生委員法)	3年	14	無	14	-
2	市営住宅入居者選考基準審議会	1	1.0	都市建設部 住宅課	常設			●	条例	苦小牧市営住宅管理条例	2年	8	有	8	2
3	青少年問題協議会	2	1.0	健康子ども部 子ども支援課	常設		●		条例	苦小牧市青少年問題協議会条例 (地方青少年問題協議会法)	2年	9	無	9	-
4	土地区画整理審議会	-	-	都市建設部 開発管理課	非常設		●		規則	苦小牧市土地区画整理事業施行規程 (土地区画整理法)	5年	20	有	-	-
5	住居表示整備審議会	-	-	市民生活部 住民課	非常設			●	条例	苦小牧市住居表示整備審議会条例	諮問から答申までの間	-	-	-	-
6	建築審査会	2	1.0	都市建設部 建築指導課	常設	●			条例	苦小牧市建築審査会条例 (建築基準法)	2年	7	無	7	-
7	特別職員報酬等審議会	2	1.5	総務部 給与厚生課	常設			●	条例	苦小牧市特別職員報酬等審議会条例	2年	7	無	7	2
8	退職手当審査会	-	-	総務部 行政監理室	非常設			●	条例	苦小牧市職員の退職手当に関する条例	諮問から答申までの間	3	無	-	-
9	公務災害補償等認定委員会	-	-	総務部 給与厚生課	非常設			●	条例	苦小牧市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例	3年	5	無	-	-
10	公務災害補償等審査会	-	-	総務部 給与厚生課	非常設			●	条例	苦小牧市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例	3年	3	無	-	-
11	苦小牧市環境審議会	1	1.3	環境衛生部 環境保全課	常設	●			条例	苦小牧市環境基本条例	2年	20	有	20	5

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		委員の内訳					備考
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	学識 経験者	公益等 代表者	特定団体 からの 推薦者	公募	その他	
1	H25.6.14に民生委員法第8条が改正され、「議員」や「民生委員」というような規定は廃止されたが、「区域の実情に通ずる者」という規定は残っているため公募は難しいと思われる。		12	-	2	-	12	2	2	-	-	-	12	H28.10.1付けで委員改選あり（委員期間H28.10.1～H31.9.30）
2		現在の人数で妥当と思われるため、これ以上の増員は考えていない。	2	1	6	1	8	-	3	-	3	2	-	
3		学識経験者において市内各団体等に広く委嘱しており、公募する必要がない。	6	-	3	-	9	-	3	-	6	-	-	
4														
5														
6		法律・経済・建築・公衆衛生・行政に優れた経験と知識が必要なため。	6	-	1	-	7	-	7	-	-	-	-	
7		これ以上の増員は難しい。（理由：H25.11の委員更新時に公募委員人数を1人から2人に増員したため、現状の割合は妥当と思われる。）	5	1	2	1	7	-	1	-	4	2	-	
8		扱う内容が、公募になじまないため。												
9		扱う内容が、公務災害等の認定や保障金額等、専門的な内容なので、公募はなじまないと思われる。												
10		扱う内容が、公務災害等の認定や補償金額等、専門的な内容なので、公募はなじまないと思われる。												
11		定員20名と定められており各推薦団体等考慮した場合5名が妥当であるため、これ以上の増員は難しい。	14	4	6	1	19	1	5	3	7	5	-	民間団体による推薦者2名は未定。

No.	名 称	開催回数	会議時間	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数	
		H26	時間/回 (H26実績)			法令必置	法令任意	他	区分	名称						
12	基本構想審議会	-	-	総合政策部 政策推進室 政策推進課	非常設			●	条例	苫小牧市基本構想審議会条例	基本構想に関する答申を完了したときまで	35	無	-	-	
13	女性センター運営委員会	1	1.5	市民生活部 男女平等参画課	常設			●	条例	苫小牧市民活動センター条例		2年	11	有	11	2
14	苫小牧市公営企業調査審議会	3	1.1	上下水道部 総務課	常設			●	条例	苫小牧市公営企業審議会条例		2年	20	無	16	-
15	消費生活審議会	1	1.8	市民生活部 安全安心生活課	常設			●	条例	苫小牧市消費生活条例		2年	15	無	12	2
16	廃棄物減量等推進審議会	3	2.3	環境衛生部 減量対策課	常設		●		条例	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)		2年	20	無	19	4
17	市民自治推進会議	7	1.9	総合政策部 政策推進室 市民自治推進課	常設			●	条例	苫小牧市自治基本条例		2年	10	有	10	3
18	男女平等参画審議会	2	1.5	市民生活部 男女平等参画課	常設			●	条例	苫小牧市男女平等参画推進条例		2年	10	有	10	3
19	行政改革推進審議会	7	1.3	総務部 行政監理室	常設			●	条例	苫小牧市行政改革推進審議会条例		2年	15	無	13	3
20	情報公開・個人情報保護審査会	2	0.5	総務部 法務文書課	常設			●	条例	苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例		2年	5	無	5	-
21	公設地方卸売市場運営審議会	1	1.5	産業経済部 公設地方卸売市場	常設			●	条例	苫小牧市公設地方卸売市場条例		2年	17	無	14	-
22	障害程度区分認定等審査会	12	0.8	福祉部 社会福祉課 (現：福祉部障がい福祉課)	常設	●			条例	苫小牧市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)		2年	5	無	5	-
23	介護認定審査会	157	0.5	福祉部 介護福祉課	常設	●			条例	苫小牧市介護保険条例 (介護保険法)		2年	35	無	35	-

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		委員の内訳					備考	
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	学識 経験者	公益等 代表者	特定団体 からの 推薦者	公募	その他		
12															
13		委員選定区分を変更すれば増員可能であるが検討中。	4	1	7	1	11	-	1	5	3	2	-		
14	25年度の改選時に公募したものの、応募が無かったため。	平成27年度8月、4人程度予定	12	-	4	-	15	1	2	-	14	-	-	80代の委員が1名（左記の年齢別人数は70代に含む）	
15		現在の割合で妥当と思われるため、これ以上の増員の予定はない。	7	1	5	1	11	1	4	2	4	2	-	H27. 6. 1付けで委員改選あり（委員期間H27. 6. 1～H29. 5. 31）	
16		公募委員の員数制限はない。（20人の定数の中で調整する。）	11	2	8	2	18	1	2	-	13	4	-	H27. 4. 1付けで委員改選あり（委員期間H27. 4. 1～H29. 3. 31）	
17		これ以上の増員は難しい。（学識委員、市民活動団体推薦委員による検討が必要であるため。）	9	2	1	1	10	-	3	-	4	3	-	H27. 4. 1付けで委員改選あり（委員期間H27. 4. 1～H29. 3. 31）	
18		社会のあらゆる分野で活躍している市民を委員とするため、公募は総人数のうち3人が妥当であることから、これ以上の増員は難しい。	4	1	6	2	10	-	3	-	4	3	-		
19		公募委員枠を5名としており、H26の委員改選の際に9名の応募があったが、選考の結果、選考基準を上回る3名のみを委員としている。現在、増員の予定はない。	9	1	4	2	13	-	2	-	8	3	-	H26. 11. 18付けで委員改選あり（委員機関H26. 11. 18～H28. 11. 17）	
20	専門的な知識を必要とするため。		2	-	3	-	5	-	4	1	-	-	-		
21	専門知識を要し、公募になじまない。		11	-	3	-	14	-	2	-	12	-	-		
22	障害程度区分の認定等を所掌しており、医師、理学療法士等の専門職の知識を必要とするため。	左記の知識が必要とされる附属機関であるため、公募の予定はない。	4	-	1	-	5	-	-	-	5	-	-	平成27年4月1日付けで委員改選あり（任期H27. 4. 1-H29. 3. 31）	
23	委員は保健、医療及び福祉に関する学識経験者であり、審査会自体も原則非公開となっているため。		27	-	8	-	26	9	35	-	-	-	-	H27. 4. 1付けで委員改選あり（委員期間H27. 4. 1～H29. 3. 31）	

No.	名 称	開催回数	会議時間 (H26実績)	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
						法令必置	法令任意	他	区分	名称					
24	市民文化芸術審議会	3	1.5	教育部 生涯学習課	常設			●	条例	苫小牧市民文化芸術振興条例	2年	10	有	10	1
25	福祉のまちづくり推進会議	2	1.5	福祉部 社会福祉課 (現：福祉部 障がい福祉課)	常設			●	条例	苫小牧市福祉のまちづくり条例	2年	15	有	14	2
26	国民健康保険運営協議会	3	1.0	市民生活部 国保課	常設	●			条例	苫小牧市国民健康保険条例 (国民健康保険法)	2年	10	有	10	1
27	苫小牧市中小企業振興審議会	4	2.0	産業経済部 商業観光課	常設			●	条例	苫小牧市中小企業振興条例	2年	15	有	15	3
28	スポーツ推進審議会	2	1.5	総合政策部 スポーツ推進室	常設	●			条例	苫小牧市スポーツ推進審議会条例 (スポーツ基本法)	2年	12	有	12	2
29	防災会議	1.0	1.0	市民生活部 危機管理室	常設	●			条例	苫小牧市防災会議条例 (災害対策基本法)	2年	-	無	40	-
30	国民保護協議会	-	-	市民生活部 危機管理室	常設	●			その他	国民保護法第40条第4項 (国民保護法)	2年	-	無	39	-
31	自然環境保全審議会	1	3.0	環境衛生部 環境生活課	常設			●	条例	苫小牧市自然環境保全条例	2年	18	有	18	6
32	企業立地審議会	-	-	産業経済部 企業立地推進室 企業立地課	非常設			●	条例	苫小牧市企業立地審議会条例	2年	25	無	-	-
33	都市計画審議会	2	2.0	総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課	常設			●	条例	苫小牧市都市計画に関する条例 (都市計画法)	2年	15	有	15	2
34	子ども・子育て審議会	6	1.6	健康子ども部 子ども育成課	常設			●	条例	苫小牧市子ども・子育て審議会条例 (子ども・子育て支援法)	2年	20	無	18	3
35	社会教育委員会議	3	1.5	教育部 生涯学習課	常設			●	条例	苫小牧市社会教育委員設置条例 (社会教育法)	2年	10	有	10	2
36	学校給食共同調理場運営審議会	1	1.0	教育部 第2学校給食共同調理場	常設			●	条例	苫小牧市学校給食共同調理場条例	2年	12	有	12	2
37	文化財保護審議会	1	1.0	教育部 生涯学習課	常設			●	条例	苫小牧市文化財保護条例 (文化財保護法)	2年	10	有	9	2

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		委員の内訳					備考
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	学識 経験者	公益等 代表者	特定団体 からの 推薦者	公募	その他	
24		平成28年5月頃2人予定	5	-	5	1	10	-	1	-	3	1	5	
25		関係団体の推薦により福祉のまちづくりに係る各分野の有識者を確保し、その上で公募委員を加える構成としており、現状維持の予定。	10	1	4	1	14	-	-	-	12	2	-	80代の委員が1人いるが、委員の年齢の構成欄では便宜的に70代として入力
26			6	1	4	-	10	-	3	3	3	1	-	
27		条例・規則にて委員の定数を定めているため増員の予定はなし	12	2	3	1	15	-	2	-	9	3	1	委員改選予定あり
28		今のところ予定は無し	9	-	3	2	12	-	2	1	6	2	1	
29	条例により公共機関等職員を中心に構成している。	専門性が高くすでに40名の委員が参加していることから、これ以上の増員は難しい。	39	-	1	-	40	-	-	-	-	-	40	H27.4.1付けで委員改選あり（委員期間H27.4.1～H29.3.31）
30	法令により公共機関等職員を中心に構成している。	専門性が高くすでに39名の委員が参加していることから、これ以上の増員は難しい。	37	-	2	-	39	-	3	-	-	-	36	H27.4.1付けで委員改選あり（委員期間H27.4.1～H29.3.31）
31			15	4	3	2	15	3	1	-	11	6	-	
32	専門知識を要し、公募になじまない。													
33		増員する予定なし（現在の割合で妥当のため）	11	1	4	1	15	-	5	-	4	2	4	
34		なし	9	1	9	2	18	-	1	-	14	3	-	
35		現在の割合で妥当のため、増員する予定はない。	7	1	3	1	10	-	2	-	6	2	-	
36		これ以上の増員は難しい。（応募数が少ないため。）	9	1	3	1	12	-	6	-	4	2	-	
37		現在の割合で妥当のため、増員する予定はない。	6	-	3	2	9	-	3	-	4	2	-	H27.6.10付けで委員改選あり（委員期間H27.6.11～H29.6.10）

No.	名 称	開催回数	会議時間	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
		H26	時間/回 (H26実績)			法令必置	法令任意	他	区分	名称					
38	文化交流センター運営協議会	1	1.2	教育部 生涯学習課	常設			●	条例	苫小牧市文化交流センター条例	2年	10	有	10	1
39	公民館運営審議会	1	1.0	勇払公民館	常設			●	条例	苫小牧市公民館条例 (社会教育法第5条第3号及び同法第20条から第40条)	2年	10	有	10	1
40	図書館協議会	1	1.0	教育部 生涯学習課	常設			●	条例	苫小牧市図書館条例 (図書館法)	2年	10	有	10	1
41	美術博物館協議会	2	2.5	教育部 生涯学習課	常設			●	条例	苫小牧市美術博物館条例 (博物館法)	2年	10	有	10	1

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		委員の内訳					備考
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	学識 経験者	公益等 代表者	特定団体 からの 推薦者	公募	その他	
38		平成28年5月頃1人予定	6	1	4	-	3	7	1	-	5	1	3	
39		次期改選時に2名にする予定	4	-	6	1	10	-	2	-	6	1	1	図書館協議会委員を兼ねる。
40		平成28年5月頃2人予定	4	-	6	1	10	-	2	-	6	1	1	
41		専門の委員とのバランスを考え、協議会の中で決定する。	7	-	3	1	10	-	3	3	3	1	-	

4 審議会等実施状況（私的諮問機関等）（平成26年度）

No.	名 称	開催回数	会議時間	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
		H26	時間/回 (H26実績)			法令必置	法令任意	他	区分	名称					
1	苫小牧市航空機騒音対策協議会	2	1.7	総合政策部 まちづくり推進室 空港政策課	常設			●	規約	苫小牧市航空機騒音対策協議会規約	2年	26	無	20	-
2	苫小牧市公共交通協議会	3	1.5	総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課	常設			●	要綱	苫小牧市公共交通協議会要綱	2年	15	無	15	-
3	苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会	2	1.5	総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課	常設		●		要綱	苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会設置要綱 (高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律)	構想策定まで	23	無	23	-
4	指定管理者選定等委員会	2	3.4	総務部 行政監理室	非常設			●	要綱	苫小牧市指定管理者選定等委員会設置要綱	委嘱日から指定の日まで	5	無	5	-
5	苫小牧市環境基本計画推進会議	4	1.4	環境衛生部 環境保全課	常設			●	要綱	苫小牧市環境基本計画推進会議設置要綱	2年	15	有	14	7
6	廃棄物埋立処分場運営委員会	-	-	環境衛生部 ゼロゴミ推進室 清掃事業課	非常設			●	要綱	苫小牧市廃棄物埋立処分場運営委員設置要綱	2年	10名以内	無	8	-
7	老人ホーム入所判定委員会	4	1.0	福祉部 介護福祉課 (現：福祉部 総合福祉課)	常設			●	要綱	苫小牧市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	2年	6	無	5	-
8	苫小牧市地域福祉計画推進委員会	3	1.0	福祉部 介護福祉課 (現：福祉部 総合福祉課)	常設			●	要綱	苫小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱	2年	20	有	13	2
9	苫小牧市地域自立支援協議会	2	1.5	福祉部 社会福祉課 (現：福祉部 障がい福祉課)	常設		●		要綱	苫小牧市地域自立支援協議会運営要綱 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	2年	30	無	20	2
10	介護保険事業等運営委員会	3	0.7	福祉部 介護福祉課	常設			●	要綱	苫小牧市介護保険事業等運営委員会設置要綱	3年	15	有	15	3

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		委員の内訳					備考
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	学識 経験者	公益等 代表者	特定団体 からの 推薦者	公募	その他	
1	町内会からの推薦が必要のため。		20	-	-	-	13	7	-	-	-	-	20	
2	協議会の分科会に、詳細な議論をするために参加いただいているため。	分科会の構成人数が限られているため。	15	-	-	-	15	-	2	-	13	-	-	協議会内に分科会があり、その分科会委員に公募委員2名、内女性委員1名在職している。
3	協議会の構成員は、複数の機関及び市民団体等から委員推薦をいただいている為。		23	-	-	-	-	-	1	-	8	-	14	
4	取り扱う内容が専門的であり、公募はなじまないため。		5	-	-	-	5	-	2	-	-	-	3	
5		定員15名以内と定められており各推薦団体等考慮した場合7名程度が望ましい。	12	6	2	1	14	-	-	3	4	7	-	委員等の定数に事務3局含む H27.4.1付けで委員改選あり（H27.4.1～H29.3.31） 民間団体及び事業者による推薦者で2名欠員補充予定
6	廃棄物埋立処分場近隣住民の意見を反映させるため。		8	-	-	-	6	2	-	-	5	-	3	80代の委員が1名
7	構成員はその設置目的から要綱により意思等職種を限定している。		4	-	1	-	5	-	-	-	3	-	2	H27.4.1付けで委員改選あり（委員期間H27.4.1～H29.3.31）
8		これ以上の増員は難しい。（H26.6の委員更新時に公募委員人数を1人から2人に増員したため、現状の割合は妥当と思われる。）	10	1	3	1	13	-	1	-	10	2	-	
9		関係団体の推薦により障がい者施策に係る各分野の有識者を確保し、その上で公募委員を加える構成としており、現状維持の予定。	13	1	7	1	20	-	-	-	18	2	-	左記開催回数は全体会（本会議）分の集計であり、幹事会・部会等の活動を含めると、開催回数14回・延べ参加人数94人となる。謝礼基準にある出席会議の区分は、幹事会・部会等の参加状況を踏まえたもの。
10		これ以上の増員は難しい。（要綱で委員の定員を定めているため。）	13	3	2	-	15	-	-	-	12	3	-	

No.	名 称	開催回数	会議時間	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
		H26	時間/回 (H26実績)			法令 必置	法令 任意	他	区分	名称					
11	地域包括支援センター運営協議会	5	1.5	福祉部 介護福祉課	常設			●	要綱	苫小牧市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	2年	10	無	10	-
12	福祉有償運送運営協議会	1	持ち回り開催	福祉部 介護福祉課	常設			●	要綱	福祉有償運送運営協議会設置要綱	2年	9	無	9	-
13	苫小牧市立保育所民間移譲に係る事業者選定委員会	2	0.5	健康子ども部 子ども育成課	非常設			●	要綱	苫小牧市立保育所民間移譲に係る事業者選定委員会設置要綱	委員の日から設置要綱第2条の規定による報告が終了するまで	10名以内	無	9	-
14	苫小牧市青少年表彰選考委員会	2	0.5	健康子ども部 青少年課	常設			●	要綱	青少年表彰選考委員会設置要綱	2年	8	無	6	-
15	予防接種健康被害調査委員会	-	-	健康子ども部 子ども支援課	常設			●	要綱	苫小牧市予防接種健康被害調査委員会設置要綱	2年	5	無	5	-
16	苫小牧市テクノセンター運営委員会	1	1.2	産業経済部 テクノセンター	常設			●	要綱	苫小牧市テクノセンター運営委員会設置要綱	2年	10名以内	無	6	-
17	技能功労者表彰選考委員会	1	1.0	産業経済部 企業立地推進室 工業労政課	常設			●	要綱	苫小牧市技能功労者表彰選考委員会設置要綱	2年	10	無	5	-
18	治験審査委員会	12	1.0	市立病院 薬剤部	常設	●			その他	苫小牧市立病院治験審査委員会業務手順書 (省令GCP第27・28号（平成9年3月27日付） 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令)	1年	5～12	無	12	-
19	苫小牧市下水道事業アドバイザー委員会	1	1.5	上下水道部 下水道計画課	非常設			●	要綱	苫小牧市下水道事業アドバイザー委員会要綱	3月	5	無	5	-
20	特別支援教育振興委員会	2	1.0	教育部 学校教育課	非常設			●	要綱	苫小牧市特別支援教育振興委員会運営要綱	1年	10	無	10	-
21	教育支援委員会 (旧 就学指導委員会)	18	1.5	教育部 学校教育課 教育部指導室	常設			●	規則	苫小牧市就学指導委員会規則 (平成14年文科初第291号通知)	2年	無	無	43	-

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		委員の内訳					備考
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	学識 経験者	公益等 代表者	特定団体 からの 推薦者	公募	その他	
11	協議会の構成員については介護サービスや権利擁護等に関する知識を有することから関係団体からの推薦としている。		7	3	3	3	10	-	-	-	10	-	-	H28.4.1付けで委員改選あり（委員期間H27.4.1～H29.3.31）
12	協議会の構成員については公共交通機関等に関する知識を有することから関係団体からの推薦としている。		9	-	-	-	9	-	1	-	8	-	-	
13	社会福祉事業、財務等に関する専門的知識が必要となるため。		5	-	4	-	9	-	-	-	3	-	6	
14			4	-	2	-	-	-	2	-	4	-	-	
15	医師免許を必要とすることから、公募に馴染まないため。	医師免許を必要とするため増員は難しい。	5	-	-	-	5	-	-	1	4	-	-	
16	専門的な知識を必要とするため。	予定なし（理由は左欄と同じ）	6	-	-	-	6	-	1	1	4	-	-	H27.6.1付けで委員改選あり（委員期間H27.6.1～H29.5.31）
17	学識経験者及び団体の代表者で構成しており、公募になじまないため。		5	-	-	-	4	1	1	-	4	-	-	
18	個々の症例確認や情報漏えいに注意するなど、一般公募は適さないため。	なし	9	-	3	-	7	5	6	1	-	-	5	
19	H20度にも開催したが、内容が非常に専門的であり、前回の内容を踏まえた事後評価が必要であるため、同職にある者を委員に選任している。	これ以上の増員は難しい。 (今後開催の予定がないため)	4	-	1	-	5	-	1	-	4	-	-	
20	専門性が必要なため、教育支援委員会等の組織から選任するため。		7	-	3	-	10	-	-	-	10	-	-	
21	児童生徒の就学に関わる個人情報に基づく審議のため。		21	-	22	-	39	4	-	-	43	-	-	